

指定介護老人福祉施設 「夢御殿山」重要事項説明書

R7.6.1

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2871100802 号)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 宝塚御殿山福祉会		
法人所在地	兵庫県宝塚市御殿山1丁目3-3		
電話番号	0797-85-2951	FAX番号	0797-85-2952
代表者氏名	理事長 山本 英植		
設立年月日	平成13年2月26日		

2. 施設概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 夢御殿山		
施設の種別	指定介護老人福祉施設 平成14年4月1日指定 兵庫県指定第2871100802号		
施設の所在地	〒665-0841 兵庫県宝塚市御殿山1丁目3-3		
電話番号	0797-85-2951	FAX番号	0797-85-2952
管理者氏名	施設長 山本 公子		
開設年月	平成14年4月1日		
入居定員	80人		
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建		
建物延床面積	5,600.94㎡ (内、介護老人福祉施設 4,301.53㎡)		
併設事業	事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	定数
	短期入所生活介護事業 予防短期入所生活介護事業	平成14年7月1日 平成18年4月1日	10名
施設の周辺環境	阪急電鉄「清荒神駅」から徒歩15分の閑静な住宅街に位置し、北側には宝塚市立「御殿山中学校」、西側には総合病院「こだま病院」があり、地域交流や医療機関との連携に便利な立地である。		
施設の目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供することを目的としています。		
施設の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. お一人お一人が安心して生活できる場を提供する施設 2. 心豊かで思いやりのあるサービスを積極的に提供する施設 3. 地域の人々から必要とされ、愛される施設 		

3. 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	50室	645.00㎡ (1部屋当たり12.90㎡) 居室内トイレ
3人部屋	10室	351.00㎡ (1部屋当たり32.34㎡) 居室内トイレ
合計	60室	996.00㎡ (1人当たり平均12.45㎡)
食堂及び機能訓練室	3室	477.80㎡ (1人当たり平均5.30㎡)
浴室	1室	85.01㎡ (内31.16㎡脱衣室) 機械浴・特殊浴槽 (ヤエス水圧昇降式入浴装置)
医務室	1室	21.24㎡

・当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、3人部屋、若しくは個室です。入居時にどれかをご希望される場合はその旨お伝え下さい。

ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況、ケアユニットでの状況、処遇方針を考慮し施設判断によりご希望に沿えない場合もあります。

・居室の変更：ご契約者やご家族等と相談し同意のうえ、居室を変更する場合があります。

4. 施設利用対象者

(1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

(2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 職員の配置状況

・当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員の職種の職員を配置しています（併設短期入所生活介護も含む）。

〈職員の配置状況〉配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	常勤換算 R6.4.1 現在	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名	1名
生活相談員	1名	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名	1名
介護職員	35名	30.4名	27名
看護職員	6名	4.5名	3名
機能訓練指導員	1名（兼務）	1名（兼務）	1名
管理栄養士	1名	1名	1名
医師	1名（嘱託）	嘱託	1名

〈職務内容〉

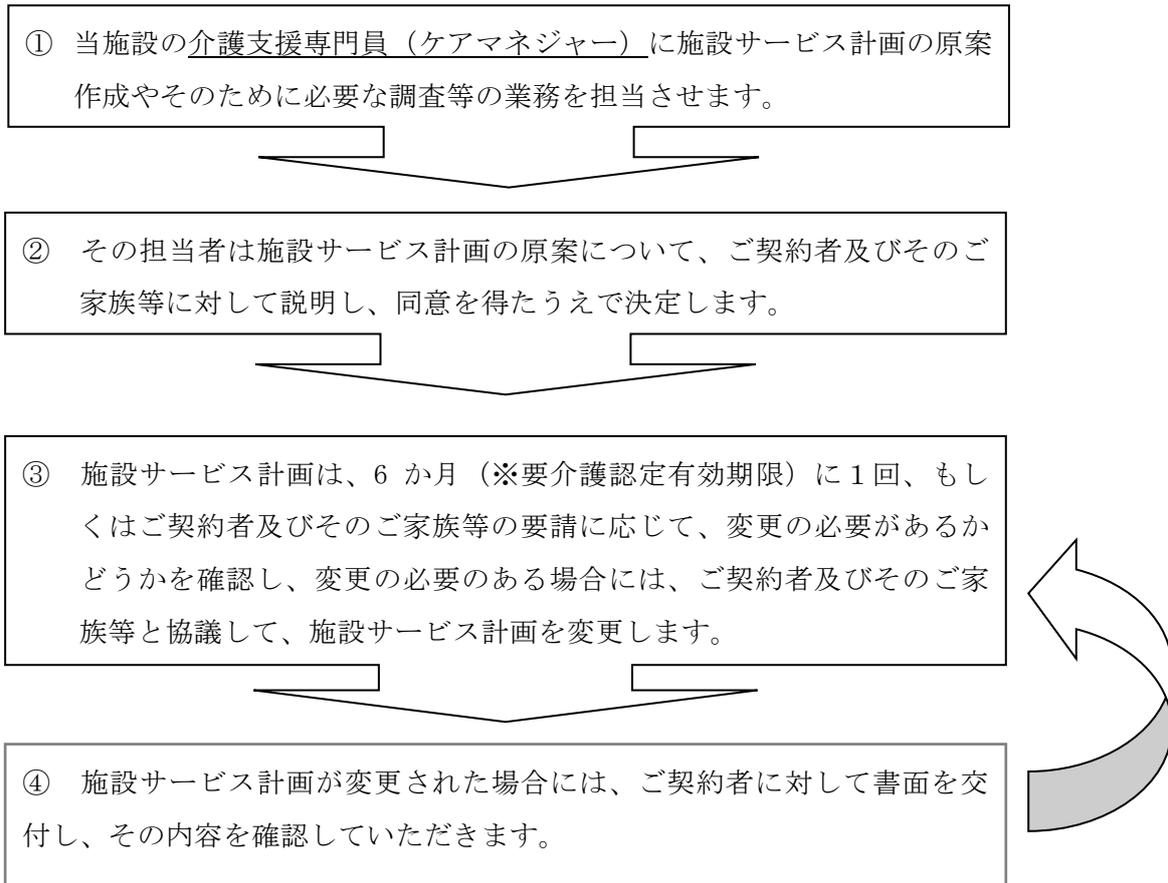
施設長（管理者）	施設の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
生活相談員	施設への入所申し込みに関する調整、入所者又は家族に対する相談援助を行います。
介護支援専門員	適切な方法により、原則年一回以上（状況により異なります）施設サービス計画の作成、モニタリング等の介護支援業務を行います。
介護職員	施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄をはじめ入居者の日常生活の介護、援助を行います。
看護職員	入居者の診療の補助及び看護、健康管理、医師の指示に基づき医療処置を行います。
機能訓練指導員	心身機能の維持、改善と生活再建のため、機能訓練や指導を行います。
管理栄養士	栄養・健康状態・嗜好を考慮した献立の作成、栄養管理・指導等を行います。
医師（所属職員）	入所者の健康状態を把握し、診察、健康管理、保健衛生指導を行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
生活相談員	日勤 : 09:00 ~ 18:00
介護支援専門員	日勤 : 09:00 ~ 18:00
介護職員	早番 : 07:00 ~ 16:00
	日勤 : 10:00 ~ 19:00
	遅番 : 11:30 ~ 20:30
	夜間 : 20:00 ~ 翌08:00
看護職員	日勤 : 09:00 ~ 18:00
機能訓練指導員（兼務）	日勤 : 09:00 ~ 18:00
管理栄養士	日勤 : 09:00 ~ 18:00
医師	内科 毎週木・隔週土曜 13:00 ~ 16:00
	歯科（往診） 毎週月・木曜日 8:30 ~ 10:30

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

- ・ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。（契約書第2条参照）
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



6. 当施設が提供するサービスと利用料金

- ・重要事項説明書別紙のとおり

7. 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

- ・利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引落
（明治安田システム・テクノロジー集金代行システムを利用し、振替手数料は施設で負担致します。）
都市銀行・地方銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行 「その他金融機関はお尋ね下さい」
（毎月27日に引落し、27日が土日祝の場合は翌平日に引落し）
注意：自動引落登録に時間が掛かるため、入所初月はお振込みにてご利用料金のお支払いをお願いする場合がございます。

イ. 下記指定口座への振り込み
三菱東京UFJ／宝塚中山支店 普通預金 0013200
社会福祉法人 宝塚御殿山福祉会

※振込手数料は、ご利用者様のご負担となります。ご了承下さい。

8. 入居中の医療の提供について

・医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません)。緊急体制に備え、原則家族同行をお願いします。

また、医療機関(かかりつけ医・専門医院・協力病院)への通院受診が必要となった際の送迎車は、ご家族の方で手配・準備していただきます。できない場合には、施設にご相談ください。

医療機関

医療機関の名称	医療法人それいゆ会 こだま病院
所在地	兵庫県宝塚市御殿山1-3-2
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、脳神経外科、循環器科

医療機関の名称	医療法人社団三好歯科矯正歯科医院
所在地	兵庫県神戸市北区有野台7-11-2
診療科	歯科

医療機関の名称	北村眼科
所在地	兵庫県宝塚市売布2-8-15
診療科	眼科

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

1. 検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(福祉施設外泊時費用と居住費の合計額)

2. 上記期間を越える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後、再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(福祉施設外泊時費用と居住費の合計額)

3. 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できるよう努めますが、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉 上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意頂き、短期入所生活介護に利用された場合のみ、居住費をご負担いただく必要はありません。

9. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

・当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。（契約書第 15 条参照）

①	要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援、あるいは要介護 3 未満（特例入所対象者を除く）と判定された場合
②	事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
③	施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④	当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤	ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥	事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

・契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

①	介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②	施設の運営規程の変更に同意できない場合
③	ご契約者が入院された場合
④	事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
⑤	事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥	事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦	他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

・以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

①	ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②	ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③	ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④	契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
⑤	ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）
⑥	ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
⑦	ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく本契約の目的を達することが著しく困難となった場合。 （文章により、2 週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。）

⑧	施設の職員または他の入居者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑行為をした場合。
⑨	施設の職員または他の入居者に対して行う悪質なクレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為をした場合。
⑩	サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS 等に掲載した場合。

（3）円滑な退居のための援助（契約書第 19 条参照）

- ・ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第 18 条の事業者からの解除による退居の場合にも、相応の努力をいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介 ・居宅介護支援事業者の紹介 ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

10. 身元引受人（契約書第 22 条参照）

①	契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
②	身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
③	身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
④	ご契約者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
⑤	身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

11. 連帯保証人（契約書第 23 条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる契約者の債務について、極度額として本契約開始時または更新時における月額利用料の全額の 36 か月分を限度とし、連帯してご負担いただきます。その額は、ご契約者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、ご契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 2. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご契約者から提供されたご契約者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ①ご契約者に提供する介護サービス等
- ②介護保険事務
- ③ご契約者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご契約者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ①介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ②他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ご契約者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご契約者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご契約者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご契約者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（2）の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご契約者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がごありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の思い出を、参加されたご契約者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご契約者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

(5) 個人情報の開示について

施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規程に基づいて行うこととします。

1.3. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

- ・当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	苦情担当者：畑山太地、小坂美里 TEL：0797-85-2951 受付時間：毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
第三者委員	三宅 圭一（川西市ケアマネージャー、薬剤師） TEL：072-759-7652 森本 正徳 TEL：0798-47-2315
苦情解決責任者	施設長 山本 公子

- ・なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、設置予定の第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○宝塚市の窓口 宝塚市介護保険課	所在地 宝塚市東洋町1番1号 電話番号 (0797) 71-1141 (代表) 受付時間 9：00～17：00
○公的団体の窓口 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 fax 番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：15 月～金

14. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①	ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
②	ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
③	非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、避難、救出その他必要な訓練を行います。
④	ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
⑤	ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。 ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
⑥	ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。 利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。 また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。 ・マニュアルの整備 ・年2回以上開催（新規採用時にも実施）、実施内容の記録 ・「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の3ヵ月に1回以上の定期開催 ・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告
⑦	事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

15. 施設利用の留意事項

- ・当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 10:00 ~ 17:00

※緊急時などは上記の時間外でのご対応を行っております。

- ・来訪者は、必ず玄関カウンターに設置してある面会簿に記入をお願いします。
- ・面会時間は10:00~17:00となりますが、午後17時30分から朝9時までは、正面玄関を施錠します。

但し、緊急時などで、正面玄関施錠時以降の施設への出入りには、職員通用口を使用できますので、その際職員へお申し出下さい。

- ・間食（飲食）の持参来訪された際、次の事項に留意をお願い致します。

①入居者の健康管理と衛生面に配慮し、少量、賞味期限内の物にしてください。

また、当日お持ち込み頂いたものでご面会の時間内で余った食べ物などはお持ち帰りください。入居者様への直接のお預けなどはお控えください。

※認知症の方なども入居されている介護施設となる為、ご理解・ご協力をお願い致します。

②飲食物のお持ち込みの際は、事前に職員へのお声かけ、ご確認をお願い致します。

※感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から方法を変更する場合がございます。

(2) 外出・外泊（契約書第 23 条参照）

外出、外泊をされる場合は、3 日前までにお申し出下さい。葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書別紙（サービス利用料金表記載参照）に定める食費は徴収いたしません。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条・第 11 条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合にはご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

- ・施設内の指定喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1.6. 事故発生時の対応について

- ・事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1.7. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

平成 14 年	4 月	1 日	改正
平成 17 年	10 月	1 日	介護保険法改正
平成 18 年	4 月	1 日	介護保険法改正
平成 18 年	10 月	1 日	改正
平成 18 年	5 月 30 日		改正
平成 20 年	7 月	1 日	改正
平成 21 年	4 月	1 日	介護保険法改正
平成 24 年	4 月	1 日	介護保険法改正
平成 26 年	4 月	1 日	改正
平成 27 年	12 月	1 日	改正
平成 27 年	4 月	1 日	介護保険法改正
平成 27 年	8 月	1 日	改正
平成 28 年	4 月	1 日	改正
平成 29 年	3 月	1 日	改正
平成 30 年	3 月	1 日	改正
平成 30 年	8 月 31 日		改正
平成 31 年	3 月	1 日	改正

令和1年	10月	1日	改正
令和2年	7月	1日	改正
令和3年	2月	10日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和3年	11月	1日	改正
令和4年	9月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正
令和6年	4月	1日	介護保険法改定
令和6年	6月	1日	改正
令和6年	8月	1日	改正
令和7年	6月	1日	改定

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

指定介護老人福祉施設 夢御殿山

説明者職名 氏名 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容において同意し、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

契約者(利用者) 住所 〒
氏名 印

身元引受人(連帯保証人) 住所 〒
氏名 印

(契約者との関係)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者及び立会人 住所 □同上 〒
氏名 印

(契約者との関係)

● 基本的なサービス及び利用料金

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴 — 最低、週に2回入浴していただけます。ただし、入所者の体調等により、清拭となる場合があります。 ・排泄 — 排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。 ・離床、着替え、整容、その他日常生活上のお世話を適切に行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
生活相談	生活相談員をはじめ、従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。必要に応じて通院・入院時の対応を行います。家族にも可能な限りご協力をお願いいたします。
自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
レク行事	年間を通じて季節ごとの行事等を行います。
クラブ活動	利用者の希望により、クラブ活動に参加頂きます(料理クラブなど)
理髪・美容	理容師若しくは美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。 (利用料金：実費)
文書作成	死亡診断書等の文書作成を行います。
複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録等の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

● 利用料金は、以下の

- (1) 利用料金の大部分(7割～9割)が介護保険から給付の対象となるサービス
- (2) 利用料金の全額が利用者の負担になるサービス(一部対象者のみ給付あり)の合計になります。

(1) 利用料金の大部分(7割～9割)が介護保険から給付の対象となるサービス

1日当りの単位数 特養	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
施設サービス費 自己負担額	1割	629円	703円	781円	856円	930円
	2割	1,258円	1,407円	1,563円	1,713円	1,860円
	3割	1,887円	2,111円	2,345円	2,569円	2,790円

(地域区分：3級地、単位数単価：10.68円/単位)

※以下の加算については、一定の要件を満たした場合に施設サービス費とは別に発生する費用です。

初期加算	30 単位/日 (1 割負担 : 32 円/日、2 割負担 : 64 円/日、3 割負担 : 96 円/日)
初めて入居された場合 30 日間、または 30 日以上入院後、退院された場合 30 日間頂く加算。 併設の夢御殿山ショートステイをご利用後にご入居の場合、最初の初期加算は頂きません。	
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日 (1 割負担 : 23 円/日、2 割負担 : 46 円/日、3 割負担 : 69 円/日)
介護職員総数の内 80%以上が介護福祉士の資格を取得している。または勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置している場合に加算。	
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日 (1 割負担 : 19 円/日、2 割負担 : 38 円/日、3 割負担 : 57 円/日)
介護職員総数の内 60%以上が介護福祉士の資格を取得しており、より質の高い介護福祉サービス提供を評価のため加える加算。	
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位/日 (1 割負担 : 6 円/日、2 割負担 : 12 円/日、3 割負担 : 19 円/日)
介護職員総数の内 50%以上が介護福祉士の資格を取得しており、より質の高い介護福祉サービス提供を評価のため加える加算。	
看護体制加算(I)	4 単位/日 (1 割負担 : 4 円/日、2 割負担 : 8 円/日、3 割負担 : 13 円/日)
看護職員を加算算定の基準数以上配置しており、事業所の看護職員等との時間の連携体制を確保している場合に加算します。	
夜勤職員配置加算	13 単位/日 (1 割負担 : 13 円/日、2 割負担 : 27 円/日、3 割負担 : 41 円/日)
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護・看護職員数に 1 を加えた数以上の数の職員を配置している場合に加算します。	
精神科医療養指導加算	5 単位/日 (1 割負担 : 5 円/日、2 割負担 : 10 円/日、3 割負担 : 16 円/日)
認知症である入所者が全体の 3 分の 1 以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われている場合に加算	
口腔衛生管理加算 (I)	90 単位/月 (1 割負担 : 96 円/月、2 割負担 : 192 円/月、3 割負担 : 288 円/月)
口腔ケアマネジメントに係る技術的な助言や指導を介護職員が受けて、入所者の口腔ケアの質を向上させる体制を整えることによる加算になります。	
経口維持加算 (I)	400 単位/月 (1 割負担 : 427 円/月、2 割負担 : 854 円/月、3 割負担 : 1,281 円/月)
経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して入所者ごとに傾向による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い栄養管理を行った場合に加算します。(任意加算)	
経口維持加算 (II)	100 単位/月 (1 割負担 : 106 円/月、2 割負担 : 213 円/月、3 割負担 : 318 円/月)
「経口維持加算 I」の要件に加え、継続的な食事の摂取の為に観察や会議に医師等が加わった場合に加算されます。	
療養食加算	6 単位/食 (1 割負担 : 6 円/食、2 割負担 : 13 円/食、3 割負担 : 19 円/食)
医師の指示及び管理栄養士・栄養士の管理のもとで、疾病治療の直接手段として療養食が提供された場合に加算します。(任意加算)	
自立支援促進加算	300 単位/月 (1 割負担 : 320 円/月 2 割負担 : 640 円 3 割負担 : 960 円)
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出を行い、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合に加算します。	
ADL 維持等加算 (I)	30 単位/月 (1 割負担 : 32 円/日、2 割負担 : 64 円/日、3 割負担 : 96 円/日)
入居者全員の ADL を評価し測定を行う。また、ADL 情報を厚生労働省に提出する場合に加算されま	
ADL 維持等加算 (II)	60 単位/月 (1 割負担 : 60 円/月、2 割負担 : 120 円/月、3 割負担 : 180 円/月)
加算 I の要件を満たし、評価対象者の ADL 利得を平均して得た値が 2 以上である場合に加算されます。	

個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/日（1 割負担：360 円/月、2 割負担：720 円/月、3 割負担：1080 円/月）
入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月（1 割負担：20 円/月、2 割負担：40 円/月、3 割負担：60 円/月）
個別訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用する場合に加算されます。	
日常生活継続支援加算	36 単位/月（1 割負担 39 円、2 割負担 77 円、3 割負担 116 円）
新規入所者の内、要介護 4 又は 5 の占める割合や日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動があると認められる認知症である者の割合が、国が定めた割合以上であること。社会福祉士及び介護福祉士の割合が入所者数に応じた一定の割合を満たしていることなどの場合に算定されます	
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日（1 割負担：330 円/月、2 割負担：660 円/月、3 割負担：990 円/月）
入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種共同により栄養ケアマネジメントが行うこと、また栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用する場合に加算されます。	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日（1 割負担：129 円/日、2 割負担：259 円/日、3 割負担：384 円/日）
若年性認知症の利用者に対し、個別に担当者を決め必要に応じたサービスを提供する場合の加算。（任意加算）	
外泊時加算	246 単位/日（1 割負担：262 円/日、2 割負担：525 円/日、3 割負担：788 円/日）
1 月につき、外泊（又は入院）した日の翌日から起算して 6 日（1 回の外泊（又は入院）で月をまたがる場合は最大で連続 12 日）を限度として加算します。（任意加算）	
協力医療機関連携加算	50 単位/月
協力医療機関との間で、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定する。	
安全対策体制加算	20 単位/回
組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に 1 回算定する。	
看取り介護加算（Ⅰ）	ご逝去当日：1,280 単位/日、前日・前々日：680 単位/日 4 日～30 日前：144 単位/日 31 日前～45 日前 72 単位/日
ご入居者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、介護職員が連携しながら看取りをする場合に算定する加算です。（任意）	
看取り介護加算（Ⅱ）	ご逝去当日：1,580 単位/日、前日・前々日：780 単位/日 4 日～30 日前：144 単位/日 31 日前～45 日前 72 単位/日
Ⅰに加え、医師と 24 時間連絡の取れる体制を整えている場合に加算されます。	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
入所者ごとの ADL、栄養状態、口腔機能等の状況を厚生労働省に提出しサービス提供に当たって必要な情報を活用している場合に算定する。	
生活機能向上連携加算	200 単位/月
指定訪問リハビリテーション事業所等に属している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、施設を訪問し、機能訓練指導員と共同して入居者様ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合に加算されます。	

生産性向上推進体制加算(I)	100 単位/月 (1 割負担 : 106 円/月、2 割負担 : 213 円/月、3 割負担 : 318 円/月)
入居者様の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施していること。 また、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担を行い、業務改善の取組による効果を示すデータの提供している場合に算定されます。	
生産性向上推進体制加算(II)	10 単位/月
入居者様の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施していること。 また、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組による効果を示すデータの提供している場合に算定されます。	
介護職員等処遇改善加算(I)	利用総単位の 14.0%
介護職員の賃金の改善を実施している場合に加算します。	

(2) 利用料金の全額が利用者の負担になるサービス

※特定入所者介護サービス費の対象者は、一部、介護保険より補足給付があります。

● 食費及び居住費

負担限度額 認定	食費	個室	多床室
第一段階	300 円/日	380 円/日	0 円/日
第二段階	390 円/日	480 円/日	430 円/日
第三段階 ①	650 円/日	880 円/日	430 円/日
第三段階 ②	1,360 円/日	880 円/日	430 円/日
第四段階	1,650 円/日	1,231 円/日	915 円/日

※ 別途おやつ代 100 円/日

- ・食費及び滞在費について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額（第四段階）との差額は、介護保険より補足給付されます。第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。その際、変更同意書を取り交わす事で再契約したとみなす事ができるものとします。
- ・一泊外泊について（契約書第23条参照）には外泊期間中、全食とらない日数分の食卓に係る標準自己負担額は利用料金から差引きます。
- ・契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上記と異なることがあります。一日利用料金及び30日利用料金は、別紙に掲載しています。

● 下記のものは実費負担となります。

理美容(2,100 円~/回)、点滴・栄養剤・特殊食(100 円/本)、
胃ろう用品(1,000 円/月)、電気製品持込一点につき(500 円/月)、マットレス洗淨代(3,240 円)、
医療費・薬剤負担・インフルエンザ予防接種などの医療サービス関係
個人の嗜好品や個人用の新聞・雑誌代、
個人の趣味活動に係る材料費等、クラブ活動(料理クラブ等)に係る材料費等
施設設備及び備品の破損や汚染等による修理費や洗淨に必要な費用
死亡診断書 10,000 円

● 注意点

1	ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
2	介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
3	一時外泊について、(契約書第23条参照)は外泊・入院期間中に、全食とらない日数分の食事に係る負担額は、利用料金から差引きます。その間の居住費につきましては、負担額は、お支払いいただきます。但し、外泊・入院期間中にショートステイなどで部屋を使用した場合は居住費負担も不要です。
4	契約者が介護保険料に未納がある場合には、利用料が実費負担となることがあります。
5	機能訓練体制等を充実させた場合には、上記の表以外に厚生労働省の定める基準に従い、ご負担をいただくこととなります。また、このような場合には、事前にご通知いたします。
6	契約書第21条に定める所定の料金 ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来契約終了日の翌日から 現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 （1日あたり居住費・食費も含む）
7	経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額へ利用料金等を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

【レクリエーション費について】

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人施設 夢御殿山
説明者職 氏名 生活相談員 氏名 ⑩

私は、レクリエーション費（100円/月）についても説明を受け、提供開始に同意しました。

契約者(利用者) 住所 〒
氏名 ⑩

私は、契約者が事業者からレクリエーション費の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者及び立会人 住所 〒
氏名 ⑩
(契約者との関係)